

# 公益財団法人東教育財団助成金交付基準

制 定 平成 26 年 5 月 23 日

最近改正 令和元年 10 月 9 日

(目 的)

第 1 条 この基準は、公益財団法人東教育財団(以下「財団」という。)定款(以下「定款」という。)第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する助成金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の種別及び対象団体)

第 2 条 助成金の種別及び対象団体は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育事業助成金 大阪市内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校(私立学校を除く)のうち、幼稚園、小学校及び中学校を助成対象とする。
- (2) 社会教育・生涯学習事業助成金 大阪市内に所在する社会教育・生涯学習の活動を行う社会教育団体及び生涯学習団体を助成対象とする。
- (3) 地域文化・まちづくり事業助成金 大阪市内に所在する文化活動、まちづくり活動を行う団体を助成対象とする。

(助成対象事業)

第 3 条 前条に規定する助成金の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育事業助成金 大阪府中央区内の学校教育の充実・発展に寄与し、且つ、当該学校の独自性や特性を持つ事業。但し、事業実施に要する経費の全額を公費で負担すべき事業はこの限りでない。

(参考事例) ア 地域の歴史、伝統、文化、産業等に関する調査・学習事業

イ 上記の調査・学習によって作成した冊子等の発行事業

ウ 外国につながるのある児童生徒への日本語等指導事業

エ 姉妹校交流(多文化交流・共生)事業

オ 伝統芸能(文楽、能等)鑑賞事業

カ 伝統芸能学習・発表事業

キ 校内緑化等自然環境整備事業

ク クラブ活動に必要な用具・資材の購入・貸与事業

ケ クラブ活動の地域交流事業(例：吹奏楽部が開催する地域コンサート)

コ クラブ活動等における全国大会等への参加事業

サ 学校周年記念事業(10 周年等特別に実施する周年事業に限る)

- (2) 社会教育・生涯学習事業助成金 大阪府中央区内の社会教育や生涯学習の充実・発展に寄与する事業。但し、営利を目的とする事業はこの限りでない。  
この助成金は、社会教育事業助成と生涯学習事業助成の 2 種とする。
- (3) 地域文化・まちづくり事業助成金 大阪府中央区内の地域文化や地域まちづくりの振興に寄与する事業。但し、営利を目的とする事業はこの限りでない。  
この助成金は、地域文化事業助成とまちづくり事業助成の 2 種とする。

(助成限度額)

第4条 前2条に規定する助成金の限度額等は、毎年度、財団の事業計画書及び収支予算書において定める。

(助成金の使途)

第5条 助成の対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要となる経費とする。助成金を助成対象事業以外の目的に使用してはならない。

2 団体の存続のため恒常的に必要とする費用(スタッフの人件費、団体事務所の家賃・光熱費等)や団体の構成員による会合の飲食費等は助成金の対象としない。

(助成の対象となる経費)

諸謝金	事業に必要となる団体関係者以外の外部講師などに対する謝礼金、交通費など
交通費	事業に必要な交通費
消耗品費	事業に直接必要な文具などの消耗品の購入費
印刷製本費	事業に直接必要な募集案内・ポスター・パンフレットなどの印刷・コピー費や冊子作成のための印刷製本費
通信運搬費	事業に直接必要な通信費、郵送費、運送費など
使用料	事業実施のための会場使用料や会場設営に関わる経費など
委託料	事業の実施に関する委託を行った際の費用
物品購入費	事業に必要な道具や機材の購入費
図書購入費	事業に必要な図書の購入費
その他	上記各費目以外の事業に必要な経費

(助成申請)

第6条 助成を受けようとする学校及び団体は、財団が定める募集期日までに、所定の助成申請書に所要の事業計画書等を添えて、財団に申請しなければならない。

(審査選考及び交付決定)

第7条 助成申請は、定款第34条の規定に基づき設置された審査会での審査選考を経たうえ、理事会において助成の採否及び助成金額を決定する。

(改定)

第8条 この基準の改定は、理事長が理事会の承認を得て行う。

附 則

この基準は、平成26年5月23日から実施する。

附 則

この改正基準は、平成26年10月10日から実施する。

附 則

この改正基準は、平成27年10月9日から実施する。

附 則

この改正基準は、平成31年4月1日から適用する。